

事 務 連 絡
平成17年4月26日

各都道府県国民保護主管部 御中

消防庁国民保護室

都道府県国民保護計画の協議について

都道府県においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第34条第1項の規定に基づき作成した国民の保護に関する計画（以下「都道府県国民保護計画」という。）については、同条第5項の規定により、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議することとされています。

このため、今般、当該協議の方法や協議に際しての国の基本的考え方等について、別添1のとおり連絡します。

また、協議を円滑に進めるため、準備していただく資料の様式を別添2のとおりとりまとめましたので、事前相談までに用意をお願いします。

【連絡先】

消防庁国民保護室

西野課長補佐、松本

電 話 03-5253-7550

F A X 03-5253-7543

E-mail matsumoto-n@fdma.go.jp

都道府県国民保護計画の協議について

1 . 協議の方法について

都道府県知事から内閣総理大臣への都道府県国民保護計画の協議の方法については、事務的には次の手順によるものとしています。

なお、都道府県知事からの協議に対する内閣総理大臣の意見については、合議体としての内閣の首長たる内閣総理大臣による意思決定となることから、閣議を経て決定することとされています。

都道府県知事から内閣総理大臣宛の「計画(案)」を消防庁に送付
消防庁が同案を内閣官房に回付
内閣官房から各省庁に意見照会
内閣官房において、「計画(案)」に対する内閣官房及び各省庁の意見取りまとめ
内閣官房において、当該意見をもとに、「計画(案)への意見(案)」について、閣議に付議
閣議決定の後、内閣総理大臣から「計画(案)への意見」について、消防庁を経由して、都道府県知事に対して回答

2 . 協議に際しての国の基本的な考え方について

内閣官房では、以下の考え方により都道府県との計画協議を行うこととし、各省庁に対しても、その旨を周知しているところです。

(1) 都道府県国民保護計画は、都道府県知事が国民の保護に関する基本方針に基づき、指定行政機関の国民の保護に関する計画等との整合性の確保を図るよう努めながら、地域の実情に即して作成することが、国民保護法等において求められているところです。

(2) したがって、都道府県国民保護計画に関する内閣総理大臣協議にあたっては、国民保護法等の関連法令及び国民の保護に関する基本指針に明らかに反しているなどの特段の事情がなければ、原則として、地域の実情に精通した都道府県の自主性を十分に尊重すべきものとします。

3 . 事前相談について

消防庁においては、内閣官房とともに、これら正式協議に先立って、事

前に各都道府県と計画の内容について、個別に意見交換を行った上で記述内容を調整することにより、当該協議を円滑に進めていきたいと考えています。また、この事前相談の中で、関係省庁との調整が特に必要と判断される事項は、あらかじめ幅広く調整を行っていく予定です。

この事前相談の方法としては、次の手順によるものとしています。

消防庁及び内閣官房担当者と都道府県担当者との意見交換

消防庁及び内閣官房において、法令や基本指針との整合性等の検討
(修正が必要と考えられる箇所の指摘、関係省庁との事前の調整)

消防庁、内閣官房及び関係省庁の意見を踏まえた都道府県との調整
調整案について、全省庁との最終的な事前調整

これらの事前相談に要する期間は、複数の都道府県から同時に相談を受ける状況等も想定されることから、現時点では、概ね6～10週間を目途として想定しています。何卒御理解と御協力をお願いします。

4．事前相談の日程調整や資料について

都道府県計画作成に当たっての各種の問い合わせは、随時行っていたいただいているところですが、事前相談のための意見交換についても、事前に日程を調整の上で行いたいと考えています。

なお、意見交換の際には、意見交換を効率的に行うため、法令や基本指針の記載事項と都道府県計画との関係を整理した資料等を用意いただきたいと考えています(現時点で用意いただくことを想定している資料は、別添2参照)。

5．協議時期について

都道府県国民保護計画については、平成16年9月7日の第5回国民保護法制整備本部において、「平成17年度中を目途に作成する」とこととされていることから、事前相談を含め協議に要する期間を勘案し、可能な限り余裕を持って準備をお願いします。

なお、内閣官房からは、平成18年2月頃までには、全ての都道府県が内閣総理大臣協議を開始していることを目指すとの意向が示されていることにも御留意願います。

(別添2)

都道府県国民保護計画チェックリスト様式作成要領

国民保護法及び国民の保護に関する基本指針における都道府県事務一覧について

本リストは、国民保護法及び基本指針上、都道府県等(都道府県各委員会を含む)が行う事務がどの条文に記載されているかを一覧にまとめてあります。

都道府県においては、各都道府県国民保護計画中、各条文に対応する記述の該当箇所を記入し、一条文に対し、複数の箇所がある場合は、すべての箇所を記入してください。なお、該当記述のない場合はその旨記入願います。

このほか、国民保護法若しくは基本指針には記述がないが、都道府県の判断により特に記述することとした事項については、「都道府県国民保護計画における法令・基本指針に定めのない都道府県の事務一覧」に記入してください。

都道府県保護計画における市町村の業務計画並びに指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となる事務についての一覧について

本リストの作成は、国民保護法第34条第2項により、各都道府県国民保護計画中、市町村の国民保護計画若しくは指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となる記述について、整理番号、項目(記述の概要)、該当箇所を記入してください。